

物価高騰の影響を受ける**農業者**の皆さまへ

農業者等 物価高騰対策 支援金のご案内

近年の物価高騰の影響を受けている農業者の経営の安定を支援するため、
八千代町では支援金を交付します。



対象者

令和8年8月1日現在、八千代町内に住所(法人は主たる事務所)があり、
町税の滞納がない方で、次のいずれかに該当する方

- 1 認定農業者または認定新規就農者
- 2 ①に該当しない農業者で、
農業販売金額が**100万円以上**の方
(個人: 令和7年分の農業所得用収支内訳書
法人: 直近の決算書類で確認)
- 3 ①または②に該当する方で、
いばらきみどりの認定を受けている方



支援額

基本支援金

- 認定農業者または
認定新規就農者 **5万円**
- 上記以外で農業販売金額
100万円以上の農業者 **2万円**

加算支援金

- 上記いずれかに該当し、かつ、
いばらきみどり認定者 **3万円加算**

※基本支援金に加算されます。

申請期間

令和8年

8月3日(月)

令和9年

1月29日(金)

※土日、祝日を除く



申請方法

「八千代町農業者等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書」に
必要事項をご記入のうえ、必要書類を添えて農政課までご提出ください。

提出 方法

窓口への持参または郵送
※申請書様式は町ホームページから
ダウンロードできます。



申請・お問い合わせ先

八千代町役場 農政課 農政係
〒300-3592 茨城県結城郡八千代町菅谷1170番地
TEL.0296-48-1111
(内線2210・2221)



町ホームページはこちら

申請書のダウンロードや詳細な情報は、
町ホームページをご覧ください。

